

## 福祉タクシー利用料金等助成事業について

### 福祉タクシー利用料金等助成事業とは

外出に支障のある障害者（児）（以下「障害者等」という。）に対して、タクシーを利用する場合の運賃及び自家用車を利用する場合の燃料費の一部を助成することにより、障害者等の外出の機会を確保し、生活圏の拡大と福祉の増進を図ります。

### 今回の意見聴取について（概要）

他都市の同様の制度と比較し、助成額が少ないことや、交付対象者の線引きが分かりにくい面があることから、助成額（交付枚数）の増加や交付対象者の拡充を求める声が多くあります。  
このため、適正かつ財政的にも持続可能な制度とすることで、真に交通費の助成を必要としている方の制度となるよう、見直しの是非を含め、広く意見を聴取するものです。

### 事業の現状と課題

	現 状	課 題
(1) 対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の個別等級で、視覚・下肢・体幹・移動機能障害の1・2級、内部障害の1級</li> <li>療育手帳A判定</li> <li>精神障害者保健福祉手帳1級</li> <li>市長が特に認められた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者は個別等級で判断するため、対象者がわかりにくい。</li> <li>複数の障害を持ち、移動に支障がある重度障害者が対象とならない。</li> </ul> <p>&lt;対象外となる例&gt;</p> <p>上肢2級、下肢3級で総合等級1級の方 上肢3級、下肢4級で総合等級2級の方</p>
(2) 交付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通券（タクシー乗車券・自動車燃料給付券のどちらでも利用可能）を交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー運賃と自動車燃料代で移動距離に対するコストの差が大きい</li> </ul> <p>&lt;参考 旭川駅～旭川医科大学（5.3km）&gt;</p> <p>タクシー：1,840円 自動車燃料代：55.6円（ガソリン代160円×距離5.3km÷燃費15.25km/Lとして算出）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大に伴い、タクシー乗車券ではなく、自動車燃料給付券としての利用が増加</li> </ul>
(3) 交付枚数（助成額）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1枚600円の共通券を24枚交付（14,400円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他都市と比べ、助成額が低額（中核市平均の助成額：23,587円）</li> </ul>
(4) 交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅で生活していること（入院や施設に入所していないこと。）。</li> <li>旭川市に住民票があること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付対象者の拡大、助成額の増加を求める声が多いが、財政的な問題から、新たな交付要件（制限）を設けなければ、対応することが困難</li> </ul>

【裏面に続きます】

課題の解決案と考え方		
	解決案	考え方
(1) 対象者	ア 身体障害者手帳の要件を、個別等級から総合等級へ変更し、対象者を拡充する。	所得税法上の「特別障害者（総合等級1，2級）」に該当する者を対象とする。
	イ 視覚・下肢・体幹・移動機能障害の3級～6級の障害の方を加える。	移動に支障のある者を対象とする。
	ウ 内部障害の2級～4級の障害の方を加える。	
	エ 療育手帳B判定の方を加える。	公共交通機関の利用に支障のある者を対象とする。
	オ 精神障害者保健福祉手帳2級・3級の障害の方を加える。	
(2) 交付内容 (3) 交付枚数 (助成額)	ア 現行のタクシー乗車券・自動車燃料給付券共通券を廃止し、制度を分割した上で、タクシー乗車券の交付枚数（助成額）を増やす。	タクシーは自家用車と比べ、移動にかかる費用が高いこと、また、自家用車は他にも減免制度があることから、異なる交付枚数（助成額）とする。
	イ 現行のタクシー乗車券・自動車燃料給付券共通券を廃止し、制度を分割した上で、タクシー乗車券の交付枚数（助成額）を増やし、自家用車の助成額を減らす。	
	ウ 現行のタクシー乗車券・自動車燃料給付券共通券を廃止し、制度を分割した上で、タクシーの助成額はそのままで、自家用車の助成額を減らす。	
(4) 交付要件	ア 非課税世帯であることを交付要件とする。	真に交通費の助成を必要とする方のための制度とするため、対象者の拡充や交付枚数（助成額）の増を行う。 また、適正かつ継続した制度の運用を目指すため、所得制限を設け、財政的にも持続可能な制度とする。
	イ 自動車関連（自動車税等）の障害者減免を受けていない世帯のみを対象とする。	タクシーは自家用車と比べ、移動にかかる費用が高いこと、また、自家用車は他にも減免制度があることから、異なる交付枚数（助成額）とする。
	ウ タクシーと自動車燃料で異なる交付枚数とする。	

「課題の解決案と考え方」に対する意見や理由を別紙「意見回答書」に記入し、8月31日（水）までに御提出ください。